

# 部員と引退に関する規則

制定 2026年02月25日

## (諸定義)

第1条 部員とは、会則の定めの通り入部し、別に定める部費を継続的に納付する本学学生をいう。

第2条 OBとは、本細則で定める引退を行った元部員をいう。

## (部員の権利及び義務)

第3条 部員は、他すべての会則で定めるすべての権利を有し、義務を負う。

第4条 部員は次に定める権利を有する。

- 1) 部会での投票
- 2) 備品の購入申請
- 3) 部の備品、また消耗品を許可のもと使用する権利

第5条 部員は次に定める義務を負う。

- 1) 部の当番、その他業務への協力

## (OBの権利及び義務)

第6条 OBは、次に定める権利を除いて他すべての会則で定める部員としてのすべての権利を有する。

- 1) 部会での投票
- 2) 備品の購入申請

第7条 OBは、次に定める義務が他すべての会則で定める義務より免除される。

- 1) 部費の納付
- 2) 部の業務への協力

第8条 本団体はOBに対し、部の備品、また消耗品の使用について、利用を制限または、利用料を請求する権利を有する。

## (引退)

第9条 学部4回生以上の部員は、次の各号のいずれかに該当する場合、任意の時期に引退することができる。

- 1) 6回分の部費を累積で納付した場合
  - a 本項の条件を満たすために、6回分の部費の不足分を引退時に追加で支払うことができるものとする
  - b 一度退部した場合は、部費の累積支払額は0となるものとする
- 2) 部の活動において次に準ずる成果物を作成した場合
  - a 外部公開されうる記事
  - b 部内に残るソフトウェア、ハードウェア、イラスト、その他価値あるもの
- 3) 部において役員、幹部、補助幹部等の役職に従事していた場合

4) 部の発展に著しく寄与したと部長、副部長のいずれか一名が認めた場合

## 附則

( 施行期日 )

第10条 この会則は、2026年02月26日から施行する。

( 経過措置 )

第11条 次に該当する発効後は引退者とする。

1) 施行日において旧OBである部員

2) 発行年で旧OBとなる部員